

都市計画法適合証明の取扱いについて

第1 適合証明書の添付を要するもの

次のいずれかに該当する場合を除き、建築確認申請書及び計画通知書に都市計画法適合証明書を添えなければならない。

1. 敷地面積が都市計画法第29条第1項第1号及び第2項の政令で定める規模未満のもの
2. 敷地面積が都市計画法第29条第1項第1号及び第2項の政令で定める規模以上のもので、既存の敷地内における部分的な増築又は改築
3. 都市計画法第29条第1項第2号にかかる建築物のうち次のもの
 - ① 農林漁業者住宅の既存の敷地内における増築又は改築
 - ② 農林漁業用倉庫の既存の敷地内における増築又は改築
 - ③ 新設敷地における農業用倉庫等で昭和55年7月29日住第1110号の運用基準に該当するもの
4. 都市計画法第29条第1項第11号又は第43条第1項第5号にかかるもののうち次のもの（基本的に建物の評価証明が取れること）
 - ① 市街化調整区域内に線引き以前から存する建築物の敷地内における建替え及び増築にかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
 - ② 旧都市計画法第43条第1項第6号ロによる既存宅地の確認を受けた土地における建替え及び増築にかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
 - ③ 住宅供給公社が分譲した土地における建替え及び増築にかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
5. 都市計画法第29条第2項第1号又は第2号にかかるもの
6. 都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた建築物にかかるもの
※当初の内容と変更のないものに限る。
7. 都市計画法第42条又は第43条に基づく建築許可を受けた建築物にかかるもの
※当初の内容と変更のないものに限る。
8. 都市計画法第34条の2第1項又は第43条第3項に基づく国の機関等との協議にかかるもの※当初の内容と変更のないものに限る。
9. 上記6、7において、農林漁業者等の世帯分離のための住宅及び収用対象事業により移転にかかる建築物については、一般承継人（夫婦・親子）の場合も同様の扱いとする。

第2 その他

建築主事又は指定確認検査機関が建築確認に際して適合証明が必要と判断した場合は、第1の規定にかかわらず適合証明書を添えなければならない。